平成２２年（へ）第２２２号
東京都足立区柳原１丁目22番28号
申立人　シンワピーケージー株式会社
代表者代表取締役　塩原　　清
申立人代理人弁護士　土田　一裕
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月16日
平成23年３月17日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＩ02375
金額　365,767円
支払期日　平成22年９月30日
支払地　東京都千代田区
支払場所　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社本店営業部
振出日　平成22年５月31日
振出地　東京都千代田区
振出人　オリエント商事株式会社　代表取締役　滝口　哲夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２２３号
埼玉県越谷市千間台東４丁目55番地２
申立人　株式会社トハン
代表者代表取締役　伊藤　　純
権利を争う旨の申述の終期　平成23年３月16日
平成23年３月17日　　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＥＣ80335
金額　1,690,000円
支払期日　平成22年９月30日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行市ヶ谷支店
振出日　平成22年５月31日
振出地　東京都千代田区
振出人　株式会社ナカノフドー建設　取締役社長　浅井　　晶
受取人　株式会社ビルディック
裏書人　株式会社ビルディック　代表取締役　今井　照夫
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３０００号
札幌市手稲区富丘１条５丁目14番20号　パークヒルズ稲積202号
債務者　野村　弘恵
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５７号
札幌市手稲区西宮の沢１条３丁目３番14号
債務者　上邑　美雪
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８号
札幌市手稲区星置３条４丁目７番３号
債務者　武内　利依
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６号
札幌市西区八軒５条西４丁目１番20―410号
債務者　渡辺　典子
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９１号
札幌市中央区北12条西15丁目１番15号
債務者　出口　祐介
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２８号
札幌市北区新琴似８条１丁目２番25号　春香ハイツ10号
債務者　石川　　茂
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５号
札幌市豊平区平岸３条11丁目３番２号　コーポ澤田１Ｆ―１
債務者　安田　　準
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６号
札幌市豊平区平岸３条11丁目３番２号　コーポ澤田１Ｆ―１
債務者　安田　絵理
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５６号
札幌市東区伏古１条５丁目１番１―505号
債務者　倉嶋　　大
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２８号
札幌市北区北28条西７丁目１番８号　ウィング28―202号
債務者　星　　智美（旧姓幸元）
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８４号
札幌市東区北37条東16丁目４番13号
債務者　高山　仁志
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８５号
札幌市東区北37条東16丁目４番13号
債務者　高山　　円
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３８８号
札幌市西区宮の沢３条５丁目２番33―203号
債務者　木村　幸枝
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９６号
札幌市西区発寒12条４丁目３番24―205号
債務者　川合めぐみ
１　決定年月日時　平成23年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部